

1 指定地域共同活動団体制度

指定地域共同活動団体制度とは

複雑化・多様化する地域課題に対応するためには、地域の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に取り組む団体について、法律上の位置付けを明確にする必要があります。このため、地域において住民が日常生活を営むために必要な活動を地域の多様な主体と連携して行う団体を、市町村が「指定地域共同活動団体」として指定する制度として、令和6年9月26日に施行された改正地方自治法において、指定地域共同活動団体制度が創設されました。

指定地域共同活動団体の指定

指定の対象

次の(1)、(2)を満たす団体

- (1)地域的な共同活動を行う団体であること。
- (2)地縁による団体又は当該団体を主たる構成員とする団体であること。

指定の要件

- (1)地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（特定地域共同活動）を行うこと。

本条例では、特定地域共同活動として「生活支援」、「健康の維持増進」、「交流促進」、「生涯学習」、「こども及び子育て世帯への支援」、「高齢者、障害者等への支援」などの15の活動を定めています。

- (2)民主的で透明性の高い運営、その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

本条例では、代表者や役員、予算、事業計画などの団体の運営に関する主な事項が民主的に決められていることや、経費の使途の透明性の確保、活動状況などの公表等を要件にしています。

- (3)①～⑧の事項を内容とする定款・規約等を定めていること。

①目的、②名称、③主としてその活動を行う区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧会計に関する事項

- (4)条例で定める要件を備えること。

項 目	内 容
主な活動区域	小学校の通学区域
構 成 団 体	地区・学区社会福祉協議会、連合町内会・自治会、主な各種地域団体の半数以上
役 員 構 成	特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと
活 動 内 容	まちづくりの中長期計画を定めていること
禁 止 行 為	宗教活動や政治活動など

指定の効果

効果1 市町村の支援を受けることができる

【具体的な支援内容の例】

特定地域共同活動に係る活動資金の助成、情報提供、研修や他団体との交流の機会の提供等

効果2 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる

【具体的な調整の例】

ある小学校区でこども食堂を営む指定地域共同活動団体が、隣の小学校区でこども食堂を営むボランティア団体と連携して食材を融通し合うための、両者の協議・連絡調整の場を市町村が設定する。

効果3 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

【随意契約による委託の例】

地域の美化清掃活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が地域内にある公園の維持管理業務を委託して、一体的に地域の環境整備を図る。

【行政財産の貸付けの例】

市町村の保健センター内の一室を借り受けて、指定地域共同活動団体が高齢者の交流喫茶を開催する。

適正な運営を確保するための仕組み

- (1)市町村長による特定地域共同活動の状況及び支援の状況の公表

指定を行った市町村が自ら特定地域共同活動の状況及び支援の状況を公表する。

- (2)市町村長による報告徴収

市町村長は、当該団体から活動状況等の報告を徴収できる。

- (3)市町村長による措置命令

市町村長は、指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (4)市町村長による指定の取消し

指定地域共同活動団体としての適格性を欠くと認められる一定の場合に、市町村長は指定地域共同活動団体の指定を取り消すことができる。

1 指定地域共同活動団体制度

地方自治法の一部を改正する法律（抄）

〔地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項関連部分〕

- 1 第二百六十条の四十九 市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようしなければならない。
- 2 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。
 - 一 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。
 - 二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。
 - 三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。
- 3 市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。
- 4 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。
- 5 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。
- 6 市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。
- 7 市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まって、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。
- 8 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- 9 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。
- 10 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
- 11 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 12 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例

（1）条例制定の意義

本市では、指定地域共同活動団体の制度を活用し、ひろしまLMOへの支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図るために、本条例の制定により指定地域共同活動団体制度を導入し、ひろしまLMOを指定地域共同活動団体として位置付けることにしました。

ポイント
1

ひろしまLMOは地方自治法と条例に基づく団体となります

本条例の制定により、ひろしまLMOは、地方自治法と本条例に基づき市が指定した団体（指定地域共同活動団体）となります。

ポイント
2

ひろしまLMOへの支援の継続性が担保されます

法において、市町村による指定地域共同活動団体への支援が規定されたことから、ひろしまLMOへの運営助成金などの支援について法的根拠が付与され、ひろしまLMOへの支援の継続性が担保されます。

ポイント
3

ひろしまLMOになることのメリットが増えます

ひろしまLMO（指定地域共同活動団体）となることにより、一定の条件の下で、市から行政財産（公民館や福祉センターの一室など）の貸付けや本市事務事業の随意契約による委託を受けることなどが可能になります。

（2）条例の構成

前 文	条例制定に至った背景や趣旨、目的を明らかにしています。
第 1 条（趣旨）	本条例の趣旨を規定しています。
第 2 条（ひろしまLMO）	指定地域共同活動団体をひろしまLMOと呼称することを規定しています。
第 3 条（ひろしまLMOの指定要件）	ひろしまLMOの指定要件について規定しています。
第 4 条（ひろしまLMOに対する支援）	ひろしまLMOへの支援を規定しています。
第 5 条（申請等）	ひろしまLMOの指定を受けるための申請手続き等を規定しています。
第 6 条（委任規定）	この条例で定めるものの以外で、法及び条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定しています。
附 則	この条例は、令和7年7月1日から施行することを規定しています。

2 広島市指定地域共同活動団体の 指定等に関する条例

(3) 条例の解説

条文

広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例

人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織ひろしまLMO（エルモ）を基盤とした市民主体のまちづくりを推進してきた。

こうした中、国において、令和6年9月26日に、市町村長が地域的な共同活動を行う地縁による団体等を指定地域共同活動団体として指定することができること等を定めた地方自治法の一部を改正する法律が施行された。

そこで、指定地域共同活動団体の制度を活用し、ひろしまLMOへの支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図り、もって地域共生社会の形成に資するために、地方自治法に基づき、この条例を制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の49第2項の規定に基づき、指定地域共同活動団体の指定等に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(ひろしまLMO)

第2条 前条の指定地域共同活動団体は、ひろしまLMOと称する。

(ひろしまLMOの指定要件)

第3条 法第260条の49第2項第1号の条例で定める活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動
- (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
- (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 地域の防災又は減災に資する活動
- (9) 地域の防犯に資する活動
- (10) 地域の交通安全に資する活動
- (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) 前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (15) 前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動
- (16) その他市長が必要と認める活動

2 法第260条の49第2項第2号の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 団体の運営に関する主な事項を団体の構成員の意思に基づき決定すること。
- (2) 代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること。
- (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること。
- (4) 活動の計画及び実施の状況を公表すること。
- (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるもの（第5条第1項において「規約等」という。）に定められていること。

解説

前 文

前文では、条例制定に至った背景や趣旨、目的を明らかにしています。

指定地域共同活動団体の制度を活用し、ひろしまLMOへの支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図るという基本的な考え方を記載しています。

第1条（趣旨）

法においては、指定地域共同活動団体の指定等に関して、市町村の条例で必要な事項を定めることとされているため、本条例は法に基づき、必要な事項を定めることが趣旨であることを規定しています。

第2条（ひろしまLMO）

本市においては、指定地域共同活動団体として市が指定した団体をひろしまLMOと称することを規定しています。

第3条（ひろしまLMOの指定要件）

第1項では、法において、特定地域共同活動の内容は条例で定めることとされているため、その具体的な活動を条例で規定しています。(1)から(15)までの活動は、ひろしまLMOで実際に行われている活動を基に分類し整理したものです。

第2項では、法において、「民主的で透明性の高い運営その他適正な運営」の具体的な内容は条例で定めることとされているため、「民主的な運営」、「透明性の高い運営」及び「適正な運営」の確保に必要な要件を条例で規定しています。

「民主的な運営」には、事業計画などの団体の運営に関する主な事項や会長等の役員の選任が、総会等において団体の構成員の意思に基づき多数決等で決議されることが重要であることから、(1)及び(2)の要件を規定しています。「透明性の高い運営」には、活動状況や財務状況などが対外的に公開されていることが重要であることから、(3)及び(4)の要件を規定しています。

「適正な運営」には、「民主的な運営」及び「透明性の高い運営」の適正性を確保するための方法を規約等に明文化することが重要であることから、(5)の要件を規定しています。

2 広島市指定地域共同活動団体の 指定等に関する条例

条文

3 法第260条の49第2項第4号の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 主としてその活動を行う区域を小学校の通学区域としていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 地区・学区社会福祉協議会（地域福祉の推進を目的とし、前号に規定する区域を基本として組織された団体をいう。）及び連合町内会・自治会（同号に規定する区域を基本として組織された複数の町内会・自治会等（法第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の連合体をいう。）が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) まちづくりに関する中長期的な計画を定めていること。
- (5) 共助（広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。）の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。
- (6) 次に掲げる活動を行わないこと。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下このエにおいて同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このエにおいて同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、活動を助長し、又は利することとなると認められる活動
 - オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動

（ひろしまLMOに対する支援）

第4条 本市は、ひろしまLMOに対し、助成金の交付その他の支援を行うものとする。この場合において、市長は、当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる。

（申請等）

第5条 法第260条の49第2項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に規約等その他の規則で定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 法第260条の49第2項の規定による指定を受けたひろしまLMOは、前項の申請書若しくは添付書類の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

（委任規定）

第6条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

解説

第3項では、本市独自の指定要件を設定しています。

本市においては、おおむね小学校の通学区域を単位として、地区・学区社会福祉協議会、連合町内会・自治会や体育協会や青少年健全育成連絡協議会等の主要な地域団体が組織され、まちづくりが行われていることを踏まえ、(1)の要件を規定しています。

- (1) ただし、小学校の統廃合などにより一部地域においては、小学校の通学区域とまちづくりの区域が異なる場合があるため、こうした地域においては地域の実情を踏まえた特例的な対応を行うことを想定しています。

- (2) まちづくりを持続的に実施する上では、地域住民の意見を幅広く取り入れながら、合意形成を図ることが重要であることから、ひろしまLMOは当該区域における地域住民を主たる構成員とする地域団体の連合体である地区・学区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会を必須の構成団体とするとともに、地域団体の半数以上を構成団体とする必要があるという観点で、(2)の要件を規定しています。

- (3) 民主的な組織運営を行うためには、多様な団体がその意思決定の過程に参画することが重要であることから、(3)の要件を規定しています。

- (4) 市民主体のまちづくりを計画的に実施していくためには、中長期的な計画を定め、地域の将来像等を団体内で共有することが重要であることから、(4)の要件を規定しています。

- (5) ひろしまLMOは、共助の精神に基づき、地域の多様な主体が連携し、楽しさややりがいを感じながら、市民主体のまちづくりを推進していくことにより、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティを実現することを目的とした団体であり、その構成員もこうした目的に賛同し、共有していることが重要であることから、(5)の要件を規定しています。

- (6) 指定地域共同活動団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行うことを目的とした団体であり、宗教活動や政治活動などの活動を行うことは法の趣旨を踏まえると望ましくないという観点で、(6)の要件を規定しています。

第4条（ひろしまLMOに対する支援）

法第260条の49第3項において、「市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。」と規定されていることを踏まえ、ひろしまLMOの設立・運営を支援するため、法の規定に基づき、本市がひろしまLMOに対し、必要な支援を行うことを規定しています。

第5条（申請等）

指定地域共同活動団体の指定の申請に当たって所定の申請書等の提出が必要であること及び指定を受けた後の申請書等の記載事項の変更等の届出が必要であることを規定しています。

第6条（委任規定）

この条例で定めるもの以外で、法及び条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

3 広島市指定地域共同活動団体の 指定等に関する条例施行規則

条文

広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例（令和7年広島市条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の49の規定及び条例の施行に関し、別に規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第3項第2号の規則で定める団体)

第2条 条例第3条第3項第2号の規則で定める団体は、同項第1号に規定する区域を基本として組織された団体であって、当該区域における地域住民を主たる構成員とする次に掲げる団体（当該団体に相当すると市長が認めるものを含む。）とする。

- (1) 自主防災会（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）
- (2) 防犯組合（地域における犯罪の予防等を図ることを目的とする団体をいう。）
- (3) 体育協会（地域におけるスポーツの振興を図ることを目的とする団体をいう。）
- (4) 民生委員児童委員協議会（民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項に規定する民生委員協議会をいう。）
- (5) 女性会（地域における女性の交流の促進等を図ることを目的とする団体をいう。）
- (6) 老人クラブ
- (7) 地域活動連絡協議会（児童館等を拠点として地域における児童の健全な育成を図ることを目的とする団体をいう。）
- (8) 母子寡婦福祉会（地域におけるひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的とする団体をいう。）
- (9) 子ども会育成協議会（地域における子ども会の育成を図ることを目的とする団体をいう。）
- (10) 青少年健全育成連絡協議会（地域における青少年の健全な育成を図ることを目的とする団体をいう。）
- (11) 公衆衛生推進協議会（地域における公衆衛生の推進等を図ることを目的とする団体をいう。）
- (12) PTA

(申請等)

第3条 条例第5条第1項の規定による申請書の提出は、所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第5条第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 規約その他これに準ずるもの
- (2) 所定の事業計画書
- (3) 所定の収支予算書
- (4) 所定のまちづくりに関する中長期の計画書
- (5) 所定の誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 条例第5条第2項に規定する記載事項に変更があったときの届出は、所定の届出書に変更の事実を証する書類を添付してしなければならない。

4 条例第5条第2項に規定する解散したときの届出は、解散時にひろしまLMOの代表者であった者が、所定の届出書に解散したことを証する書類を添付してしなければならない。

5 市長は、第1項の申請書を受理したときは、指定するかどうかを決定し、その旨を所定の通知書により、当該団体に通知するものとする。

(活動計画等の報告)

第4条 法第260条の49第10項の規定によりひろしまLMOに対し報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 活動計画
- (2) 活動実績
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項の報告は、毎年度（活動開始の初年度を除く。次項において同じ。）7月31日までに、所定の報告書に当該報告をする年度の所定の事業計画書及び収支予算書を添付してしなければならない。

3 第1項第2号に掲げる事項の報告は、毎年度7月31日までに、所定の報告書に前年度の所定の事業報告書及び収支決算書を添付してしなければならない。

(指定の取消し)

第5条 市長は、法第260条の49第12項の規定により指定を取り消したときは、その旨を所定の通知書により、当該団体に通知するものとする。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

解説

第1条（趣旨）

本規則が条例の規定に基づき、地方自治法第260条の49の規定及び条例の施行に関し、必要な事項を定めるものであることを規定しています。

第2条（条例第3条第3項第2号の規則で定める団体）

条例において、ひろしまLMOの指定要件の1つに「規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること」という要件を設けており、この要件の対象となる「自主防災会」や「防犯組合」などの12の地縁団体を規定しています。

第3条（申請等）

申請に係る添付書類や変更等の届出について規定しています。

第4条（活動計画等の報告）

法に基づく報告徴収として、ひろしまLMOは毎年度活動計画及び実績を本市に報告しなければならないことを規定しています。

第5条（指定の取消し）

法に基づく指定の取消しに関する手続きを規定しています。

第6条（委任規定）

本規則で定めるもの以外で、条例の施行に必要な事項は、市長が定めることを規定しています。